

課外活動中における学生の 災害事故対策について

昭和 49 年 11 月

国立大学協会
第 3 常置委員会

は し が き

さきに国立大学協会は「大学改革に関する調査研究報告書」(昭和48年12月)を公表したが、その中で課外活動の意義とその振興方策に触れている。また、同第3常置委員会においては「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告(昭和47年11月)を公表したが、その中で正課教育のほか課外活動が教官と学生との間のコミュニケーションに果たしている大きい役割を評価している。

しかし、こうした課外活動において学生諸君の生命身体に対する災害事故の発生の事例が少なくない。こうした災害事故が事後の学生生活に大きい影響を残していることはいうまでもなく、学校当局としては特に重大な関心をよせることは当然である。従つて大学においては施設・設備の安全を始めとし、有事の際は当局特に学生部またクラブ顧問教官等はその救援に心をくだいて来たのである。

そこでこのたび、第3常置委員会においては、こうした災害事故に対する大学側の対応策を研究し、各位の参考に供することとした。このため、昭和48年11月5日付をもつて各国立大学の学生部長宛調査票を発送し、災害事故の実態、これに対してとられた、またわとらるべき対応策などにつき回答を依頼した。この冊子はその取りまとめとそれに基づき当委員会において試みた検討結果をその内容としている。これが課外活動中の災害事故発生の防止およびその対応に何らかの参考になれば幸いである。

昭和47年11月

国立大学協会

第3常置委員会

第 3 常 置 委 員 会 名 簿

(昭 和 4 9 年 1 1 月 現 在)

○印は小委員

委員長	広	根	徳	太	郎	山	形	大		
委員	船	山	謙	次		北	海	教	育	大
"	三	輪	知	雄		筑	波	大		
"	岡	本	舜	三		埼	玉	大		
"	○ 綿	貫	芳	源		東	京	教	育	大
"	博	田	五	六		電	気	通	信	大
"	加	藤	静	一		信	州	大		
"	豊	田	文	一		金	沢	大		
"	榮	原	正	信		滋	賀	大		
"	○ 山	田	朝	治		大	阪	大		
"	平		勇	登		神	戸	商	船	大
"	安	達	一	明		島	根	大		
"	北	村	義	男		徳	島	大		
"	山	本		傳		福	岡	教	育	大
"	許	斐		貢		九	州	工	業	大
"	○ 永	松	政	俊		佐	賀	大		
専門委員	○ 粟	冠	正	利		東	北	大	教	授
"	○ 佐	治	守	夫		東	京	大	教	授

目 次

はしがき

まえがき	5
§ 1. 課外活動中に発生した学生の災害事故に関しての大学の措置	6
§ 2. 課外活動中に発生した学生の災害事故に関する 顧問教官の法的責任	7
§ 3. 事故処理対策について	13
§ 4. 顧問教官制について	16

附 録

1. 学生の災害事故実態調査集計表	19
I 課外活動中に発生した災害事故	19
II 課外活動中に発生した災害事故に対する医療費 の支給等大学の措置の実態について	21
III 入院治療費よりみた課外活動中の事故件数	29
IV クラブ活動中に発生した事故及びクラブ活動以 外において発生した災害事故疾病別分類表	33
2. 「学生の課外活動に伴う災害事故とそれに対する 大学の対応措置について」の調査票	39

課外活動中における学生の災害事故対策について

ま え が き

国立大学における学生諸君の課外活動については種々の評価があるが、少なくとも大学における教育機能のうえで、「人間形成」を肯定的に受けとめこの立場から課外活動を助成発展させるべきであるとの立場は多くの大学人によって支持されてきた。

しかし、こうした課外活動の中で、学生諸君の生命身体の災害事故は今なおあとをたたない。事故が当の学生諸君の勉学そのほかに及ぼす影響はことのほか大きく、学校当局としてもその対応には重大な関心を払わざるを得ない。勿論大学における学生の課外活動は小中高校のその如く正課教育活動に直接の関係はなく、多くの場合学生の生命身体の災害事故に対し直接賠償の責任を負うものではなかろう。しかし、多数の学生が大学の施設・設備を利用して活動している以上、大学は学生の生命身体の安全について万全の注意を払うべきは当然であり、また努力してきた。けれども依然としてクラブ活動中の災害事故が発生している。この場合、大学は医療費・諸経費・見舞金など金銭面でいろいろと苦勞し、学生になるだけ経費の負担をかけないよう努力してきている。そのため、迅速且つ適切な対応措置の具体的方策を確立するための要望切なるものがある。

本第3常置委員会においてはその対策検討のため、まず課外活動中におこる災害事故の実態を調査することとした。このため昭和48年11月5日付をもって「学生の課外活動に伴う災害事故とそれに対する大学の対応措置について」の調査票を各国立大学学生部長宛発送し、昭和45.4.1以降現在(48.9.30)までのその実態につき回答を依頼した。これについては68大学より回答を頂いたので、直ちに委員会においてその内容を種々の角度から分析を試みた。その結果を附録別表に掲げるとともに§1.にこれの要約を記した。次にこれら学生の課外活動中における災害事

故については種々の法律的問題がからみ、現に係争中の事例もあるので、この問題についても検討を行なった（§ 2）。ついでこれらの災害事故に対し各大学のおつておられる救援対策特に医療の上からみた望まれる対策を回答の中からまとめた（§ 3）。また各大学におかれては学生の課外活動に多くの教官等が参与され、同活動が教官と学生とのコミュニケーションの場となっている。こうした中で特に顧問教官制度がとられている場合が多いが、災害事故との関係でこの制度が多くの困難に遭遇する場合もまた多い。これらの点に関し当委員会では各大学よりおよせ頂いた回答を取りまとめると同時に学生・教官双方の立場からこの問題を検討した（§ 4）。以上が本報告書の構成の概要であるが、本論に入るに先だつて以下の点につき予めご了承を得ておきたい。

今回の災害事故に関する調査を実施するに当たって、その調査対象とする「災害事故」をどの程度の規模のものに定めたらよいかについて検討がなされ、その結果「全治2週間或いは医療費5,000円以上要した災害事故」というようにこれを規定した。この基準に基づいて68大学から回答された課外活動中における災害事故の総件数は、過去3年半（45.4.1～48.9.30）の期間において「クラブ活動中に発生したもの」が1,174件、「クラブ活動以外において発生したもの」が174件であった。この災害事故件数はわれわれの予想を上回る数であり、これをそのまま集計することは資料が煩雑化することが懸念された。それで当委員会は、これら学生の災害事故について分析するにあたり、分析の対象を「入院したものおよび通院者で医療費合計30,000円以上を要したもの」という範囲に限定して検討することにした。このようにしてまとめられた集計結果は附録の「実態調査集計表」に示すとおりであるが、これを要約すると次のとおりである。

§ 1、課外活動中に発生した学生の災害事故に関しての大学の措置

本調査では課外活動中の災害事故を「クラブ活動中のもの」と「クラブ活動以外

のもの」に区分して調査した。

- (1) クラブ活動中に発生した災害事故者数は356人(68大学)であり、事故者の多いクラブはラグビー・サッカー・スキー・体操・野球・柔道の順であった。これらに対して顧問教官・指導教官・学生部職員などによる見舞件数は事故数に対し21.3%、見舞金件数は9.3%である。死亡者数は27名で山岳部員が圧倒的多数を示している。
- (2) クラブ活動以外に発生した災害事故者数は36人であり、学内における単車事故・学内外における自動車事故・学内において試合中の事故が大部分を占めている。これらに対しても大学・教員の見舞件数は13.9%、見舞金件数は11.1%になっている。

§ 2、 課外活動中に発生した学生の災害事故に関する

顧問教官の法的責任

現在多くの国立大学では、学生の課外活動について顧問教官制を採用しているが、この顧問教官は大学、または、教官と学生との間のコミュニケーションを密接にする上で大きな成果を挙げている。しかし、教官のなかには、課外活動中に発生した学生の災害事故についての法的責任が明確でないことから、顧問教官を引受けることを拒んだり、顧問教官を辞退したいとの意向をもつ教官もあるとのことなので、本報告では顧問教官の法的責任についての原則を分析紹介して、顧問教官制の採用に伴う法律問題を明らかにしたいと思う。

しかし、ここで検討する法律問題は課外活動中に発生した学生の災害事故についての顧問教官についてであって、国立大学の施設の設置又は管理に瑕疵があったことによる学生の災害事故についてではない。この国立大学の施設の設置又は管理に瑕疵があったことにより発生した学生の災害事故については、正課授業中であれば、課外活動中であれば、国は損害賠償責任を免れることはできない(国家賠償法2条1

項)。しかし、これは道義的にはとも角、法律上顧問教官とは全く関係がなく、従ってその責任は問題にならない。

課外活動中に発生した学生の災害事故についての関係顧問教官の責任は、道義的にはとも角、法律的には殆ど無いというのが、本件報告の結論であるが、このような結論にいたるまでの法律上の根拠及び先例等は次の如くである。

- 1) 課外活動中に発生した学生の災害事故について国立大学の教官である顧問教官の法律的责任は、民事上と刑事上とは若干異なる。

(A) 顧問教官の民事責任

国立大学において、顧問教官が課外活動中に発生した学生の災害事故に関する民事上の損害賠償責任についての法律の明文の根拠は国家賠償法である。即ち、国の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行なうについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。この場合、当該公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体はその公務員に対する求償権を有する（第1条）。この条項の適用にあたって問題となるのは次の諸点である。

- (i) 顧問教官の学生に対する指導助言が、「公権力の行使」にあたるか。特にこの点についてふれた判例はないので、明確な法律上の原則があるわけではない。この点は、国立大学において、大学と課外活動の主体であるクラブ等との関係をどのように理解するかと密接な関係をもっているため、この点を判断した名古屋大学航空部事件判決が参考になる。同大学航空部の部員は、グライダー滑空訓練に必要なグライダー曳船用ウインチを運送するため、部員の拠出した資金で貨物自動車を購入し、これに必要な機具等を取付けその他の組立てを行なった。そして航空部の部員がこの自動車を運搬中、運転者の居眠りにより追突事故を生じ、学生2名が死亡した。そこで、その学生の父母が、本件自動車について運行支配及び利益を有す

るのは国立名古屋大学であり、国が責任を負うべきであるとして、自動車損害賠償補償法に基づき、国を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。しかし、判決は、大学と航空部との関係を次のように判断して、原告の主張を否認している。即ち、判決によれば、体育会及び航空部は学生の自主的な意思にもとづいて結成され、その構成員は学生で、加入も学生個人の自由意思に委ねられていること、その運営は学生の自治的意思決定にしたがって行なわれ、運営について実質的には学長及び体育会長の指揮監督を受けないこと、経費は学生の納入する会費・部費をあてており、大学からうける補助金はなく、経済的にも大学から独立していることが明らかであり、従って体育会及び航空部は大学の附属機関ではないとして、本件自動車に対する大学の運行供用者性を否定し、国に損害賠償責任はないとしている（東京地判昭和49.2.12「厚生補導」93号88頁）。このように体育会及びクラブは学生の自主的団体であって、大学の指揮監督を受ける組織ではないとの解釈に立脚すれば、顧問教官とこれら体育会及びクラブとの関係も指揮監督関係でなく、指導助言関係に止まると解される。従って、仮りに、顧問教官がその指導助言を誤り、その結果学生の災害事故が発生したとしても、顧問教官の指導助言には、国の公権力の行使の要素はないことになると思われる。従って、原則として、顧問教官の指導助言には公権力性が欠け、この指導助言による災害事故について、国家賠償法による国、及び顧問教官の損害賠償責任が認められることはまず考えられないといえよう。

- (ii) 顧問教官の学生の課外活動に対する指導助言が公務員の職務行為に含まれるか。判例は、拓殖大学事件で、広く職員の行為の職務性を認めようとしている。この拓殖大学事件で問題になったのは、大学の空手同好会である拓忍会に関し学生課長及び学生主事が適切な措置をとらなかったことか

ら発生した学生の死亡事故に対して大学が損害賠償責任を負うかどうかである（東京地判昭和48.8.29「判例時報」717号29頁）。拓殖大学は私立大学であることから、学生課長の行為の公権力性は問題とされることなく、民法上の「被用者が其事業の執行に付第三者に加へた損害」（715条）にあたるかどうか問題になった。判決は、学生課長等の拓殖会に対する監督について職務性を認め、監督上適切な措置をとらなかったことについて、大学の損害賠償責任を肯定した。従って、顧問教官及び教職員の指導助言について国家賠償法上の賠償責任が否定されたとしても、少なくとも拓殖大学事件と同様な事実関係があった場合は、国立大学の顧問教官を含む教職員の指導助言について民法上の損害賠償責任が認められる可能性はないわけではない。

(iii) 顧問教官の指導・助言について、その積極的な行為のみならず、消極的な不作為も含まれるか。前記拓殖大学事件においては、その教職員の積極的に誤った指導助言を行なったことが問題になったのではなく、適切な指導助言を行なわなかったことについての損害賠償責任が肯定されている。従って、顧問教官の指導助言が問題になる場合は、その積極的な行為のみならず、消極的な不作為も問題になることを注意しなければならない。

(iv) 国家賠償法及び民法に基づく損害賠償請求が成立するためには、当該顧問教官に故意又は過失のあることが必要か。顧問教官が災害事故を発生させるような指導助言を故意に行なうということは實際上考えられないが、仮りに、顧問教官にこのような故意があれば、当該教官の使用者としての国が賠償責任を負うことはいうまでもなく、国は当該教官に対して、既に災害をうけた学生等に支払った賠償金についての求償権を行使することもできる（国家賠償法1条2項）。更に、故意に災害事故を発生させたことについて、当該顧問教官は後述する刑法上の責任（刑法199条、204

条)も免がれない。しかし、このような事例は殆ど考えられないから、問題になるのは顧問教官の過失についてであろう。前記の拓殖大学事件では大学の職員が拓忍会に暴力的傾向のあることについて相当程度知っておりながら、適切な措置をとらなかったことに過失があるとして大学に損害賠償責任が肯定されている。従って、災害事故の発生の可能性の大きいことを知っているとき、顧問教官は十分、適切な指導助言を行なう義務があり、かかる指導助言を怠るときは、例外的とはいえ、国の損害賠償責任が認められる。その場合、国が当該顧問教官に求償権を行使し得るためには、顧問教官に単なる過失では足りず、重大な過失のあることを必要とする。今日まで、広く公務員の職務上の行為一般について、国家賠償法及び民法に基づく損害賠償請求が容認された例は少なくないが、当該公務員に重大な過失ありとして求償権の行使された例はない。

(B) 顧問教官の刑事責任

顧問教官の課外活動中の学生の災害事故に対する刑法上の責任は次の如くである。前述の如く、学生の災害事故の発生について顧問教官に故意が認められる場合、当該教官は個人として刑法上の殺人(刑法199条以下)、または、傷害(刑法204条以下)の責任が追求される。しかし、このような場合は教官個人としての刑事責任が問題になるのであって、顧問教官としての責任ではない。そこで顧問教官としての刑法上の責任が問題になるのは、その過失についてである。この点について、刑法は「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタ」(刑法211条)ことについての罪責を定めている。この点に関して一つの問題は顧問教官の業務性である。判例上「業務」とは、「人が社会生活上の地位に基づき、他人の生命身体等に危害を加えるおそれのある行為を、反覆継続の意思をもって行なうものをいう」(最判昭和33.4.17「刑集」12巻6号1090頁)とされている。そこで問題は

具体的事例において顧問教官がこの要件をみたすかどうかによって、その責任は決定される。高校山岳部の顧問教官について、業務上の過失責任が問われた朝日連峯遭難事件（山形地判昭和49.4.24「判例タイムズ」308号151頁）では、山形県山岳連盟の常任理事の地位にあり、登山経験の豊富な高校山岳部顧問が、同行中に発生した遭難（3名死亡）についての責任が問題になり、同顧問の業務性が肯定されている。しかし、これは可成り特殊な事例であって、国立大学の顧問教官の行なう課外活動についての指導助言の業務性についての先例とはなり得ないと思われる。しかし、ごく例外的場合であるとはいえ、一定の分野での専門的知識の豊かな教官が顧問となり、当該顧問が災害事故の発生現場に居あわせながら、事故の発生を未然に防止しなかった事例などについては先例となるかもしれない。なお、この朝日連峯遭難事件判決は、顧問教官の業務性を肯定したが、注意義務を怠らなかったとしても、事故の発生を回避することはできなかったであろうとして顧問教官を無罪と判断している。

- 2) 以上要するに、まず課外活動中に発生した国立大学学生の災害事故について顧問教官が損害賠償責任を負うことは原則としてないと云えよう。仮りに、顧問教官の誤った指導助言によって災害事故が発生した場合、国家賠償法により国が賠償責任を負うことになるが、顧問教官と課外活動中の学生との関係について顧問教官の指導助言に「公権力」性が否定されれば、国家賠償法上の国の責任も原則として成立しないと思われる。拓殖大学事件のような例外的な事例、即ち、職員が事故の発生を知らながら適切な措置をとらなかった場合、及び公立中学での柔道クラブの活動が特別教育活動の一環として行なわれ、同クラブの指導担当教師が生徒を保護監督すべき義務があるにもかかわらず、その注意義務を怠った場合（熊本地判昭和45.7.20「判例時報」621号73頁）において、例外的に民法に基づいて顧問教官の使用者としての責任が認められる

に止まる。このような事例においても顧問教官個人に国から求償権の行使が認められた例はない。課外活動中の学生の災害事故に対する顧問教官の刑事責任は一層制限され、朝日連峯遭難事件のような事実関係の下で、極めて例外的な場合に問題となるに止まる。

○ 参考判例

名古屋大学航空部事件（東京地判昭和49.2.12「厚生補導」93号88頁）

拓殖大学拓忍会事件（東京地判昭和48.8.29「判例時報」717号29頁）

朝日連峯遭難事件（山形地判昭和49.4.24「判例タイムズ」308号151頁）

熊本市立藤園中学校柔道クラブ事件（熊本地判昭和45.7.20「判例時報」621号73頁）

§ 3、 事故処理対策について

以上が課外活動中の災害事故の概要であるが、これに対し各大学は如何なる対応措置をとっておられるであろうか。各大学よりの回答を要約すれば大要次の通りである。この中には各大学で実施を望んでおられる施策なども含まれている。

(1) 医療費について： 医療費は原則的には本人負担であり、殆どが連保家族の取扱いをうけている。しかし大学としては本人の負担金を最小限にするために以下に示すようないろいろな措置を講じている。

(i) 学用患者の取扱い： 附属病院のある大学では病状によりこの取扱いをしているがその例は極めて少ない。

(ii) 学生健康保険の設置： 昭和47年12月現在で17大学が設置しており、年額1千円程度の組合費で運営しており、年間2万円程度の現金給付がなされている。規模の小さい大学ではこのために必要な専任の事務職員への給与など

で運営は苦しいようである。この学生健保を国立大学全部に設置して組合費の減額・現金給与の増額をうけるという意見があるが、専任事務職員の定員化・学生の強制加入などがなければ運営は苦しいのではなかろうか。

(イ) 文部省共済組合：昭和49年現在、文部省支部と10大学に設置されており、学生が組合員の家族の場合に限り半額給付されるものである。

(ロ) 後援会・その他：傷病者の約53%が後援会・互助会・体育会・教職員・クラブ・OBよりのカンパなどから給付あるいは見舞金を受けている。(ハ)の学生健保が設置されている大学では健保家族と学生健保との両方より給付をうけており、このような場合には後援会などよりの給付は殆どない。

(ニ) スポーツ安全協会傷害保険：保険料は第1種では1口百円、第2種では運動競技種目により3段階があり、1口445円、875円、1,300円になっており、保険金は50万円、医療保険金は1日につき500円給付になっている。この保険への加入を義務づけている大学は皆無であり、加入をすすめる努力をしているのは数大学にすぎない。加入を奨励するため契約金の一部を補助しているのが一大学あった。国立大学としてはこの保険に学生全員が加入するよう指導し、保険料の減額（例えば民間の傷害保険で保険金30万円程度のものの保険料程度とする）、保険金、医療保険金の増額をうけるのが良策かと思われる。

(2) 不慮の災害事故に対する大学の対策：特に山岳における遭難事故になると課外活動であるとしても社会的通念からして大学は直ちに事故対策本部を設置し、必要に応じて捜索または連絡員の派遣などの対応措置をとらざるをえないし資金の拠出策に頭を痛めるものである。危険性のあるクラブでは自主的に事前に本人またはクラブで山岳保険（一時掛金・年間掛金など）に加入しておけば、これらの事故に遭した費用（捜索費・ヘリコプター費、OB救援隊の旅費・損失器具など）は申請通りに給付される。しかし大学としても何かと経費がいるものであり、こ

これらの事故に対して万全を期するために常時学内体制の組織を整備しておくべきである。この場合資金の拠出方策として次のような意見が出されている。

- (イ) 厚生補導経費の中課外教育費を各学部に分けずに学生部にプールしておく。
- (ロ) (イ)の課外教育費のベースアップを強力に進めること。
- (ハ) 顧問教官の旅費に運用できる程度に学生部長の旅費を増額するよう文部省に働きかけること。
- (ニ) (イ)～(ハ)までのものは校費だから前以て不慮の事故のためにプールしておくことは難しい。この点、各学部の後援会・運動会・学友会費などからプールしておくことは容易であろう。また、特に課外活動中の事故に対する医療費の保険的役割を果たすための資金として、入学時などに一定の金額を徴収してこれに備えるのも一方法であろう。
- (3) 災害事故に対しての大学の措置についての大学の自由意見をまとめてみると3通りに分けられる。
 - (イ) 全国的な救済の制度化と組織化の意見がもっとも多く、その方策としてスポーツ傷害保険への加入を促進して保険料金の引き下げを計る。これがもっとも実現性の多い方策と考えられる。つぎに全国的な規模の学生健保を設立せよとする意見である。前述のように担当職員の定員化の実現と学生の積極的協力が必要であるが、スポーツ傷害保険程度の医療費の給付が可能になるであろうか疑問である。日本学校安全会へ加入せよとの意見も出されているが現在のところ実際問題として実現は困難なようである。
 - (ロ) 大学の責任においてなすべきであるとする意見の内容は主に山岳事故のような不慮の災害事故に対して直ちに対応措置がとれるよう常時学内体制を整備しておくべきであるとするものである。
 - (ハ) その他の意見としては課外事故に対して国の予算措置・補償措置の法制化を希望する意見であるが課外活動という性格からして現在のところ実現は困難と

思われる。

§ 4、 顧問教官制について

- (1) 国大協は、大学改革に関する第3次調査研究報告書で、学生の課外活動の意義とその振興の方策について述べているが、その中で特に顧問教官制度の確立が望ましいとし、また顧問教官は、施設設備を管理する学生部等と密接な関係をもつ必要性を論じている。学生とのコミュニケーションの調査報告によっても、顧問教官制の確立を要望する意見が多く、経済的援助の希望はかなり強い。学生の災害事故と大学特に顧問教官との間の法律問題についてはすでに§2で述べたが、この制度をおいた場合(1)学生団体に対する助言指導体制が確立する。(2)施設・設備・物品を貸与するとき物心両面で安心である。(3)対外的に活動する場合、学生のみ団体では相手として扱ってくれない場合がある。(4)気軽に教官と対話できる側面を造りだせる。(5)学生団体によってはその活動上専門的知識ないしは技術の修得などのため顧問教官を必要とする場合がある。などの長所がある。

すでに多くの大学では、教官の好意を期待した(経済的援助の無い)顧問教官制を採用してはいるが、一部を除いて、特に体育系以外のサークルでは顧問教官と学生との接触が少なく、形式的な制度に過ぎないところも多いようである。なお、次のような短所も指摘することができるであろう。すなわち(1)顧問教官の責任とか義務が全く明確でない。(2)顧問教官が自己のカラーを強く押しつける場合がある。(3)顧問教官が迷惑をうけることがある。(4)実質的に有名無実化している。

- (2) ともあれ、それが形式的なものであらうと、学生の自主的な課外活動が順調に実施されている間は問題が少ないと思われるが、災害事故が発生したようなときに、顧問教官の立場が微妙になっている。今回のアンケートの結果によれば、その責任を追及されることはほとんど無いが、個人的に見舞金を負担する例がかなり多いことは見のがすことはできない。学生の救済のための精神的負担だけでも

教官にとっては面倒なことであろう。経済的裏打ちのある顧問教官制度の確立が望まれるゆえんである。

- (3) 然しながら、課外活動そのものに対する援助予算が非常に少ない現状を考えると、顧問教官に対する経済的保証は早急には実現困難であろう。したがって、災害事故の発生しやすいサークルには、後援会組織（たとえばOBを中心とするような）を是非とも確立させ、顧問教官、学生部との三者の連絡を密にして、どのような事態が発生しても、顧問教官には経済的負担をかけないような制度を検討、実施すべきであろう。災害の起きやすい部では特に注意する必要がある。

(正課中におけるものを除く。
回答大学数 68 大学。)

Ⅰ、課外活動中に発生した災害事故（入院あるいは通院者で医療費合計 3 万円以上を要した災害事故で昭和 45.4.1～

48.9.30 の 3 年半の期間に発生したもの）

(1) クラブ活動中に発生した災害事故：記入された事故者（死亡を除く）は 356 人であり、これをサークル別に区分けすると、

ラグビー	サッカー	スキー	体操	野球	柔道	空手	山岳	バスケット	自動車	バレーボール	バドミントン	馬術	ワンゲル
47	43	33	32	25	23	18	16	12	10	11	9	9	8
ハンドボール	探 険	スケート	アイスホッケー	剣 道	陸 上	ボート	ソフトボール	テ ニ ス	ヨット	アメリカンフットボール	フェンシング	水 泳	弓 道
8	6	5	5	4	4	4	3	2	2	2	1	1	1
洋 弓	航 空	ボウリング	卓 球	サイクリング									
1	1	1	1	1									

これに対し大学がとった具体的責任の内容についての各大学の回答を下表にまとめた。

	事故者数 (死亡は除外)	見 舞 (76件)						応急手当	学用患者 取 扱	事故現場急行 (所属学部の関係 教職員、学生部 職員)
		顧問 教官	指導 教官	顧問教官 指導	体育教官 学 部 長	顧問教官 学生部職員	学生部 職 員			
学内	187	14	1	4	1	18	3	4	5	—
学外	169	16	1	—	—	14	4	1	8	10(2(登山), 3(ラ リー) 5(自動車事故))

	見 舞 金 (円単位) (33件)					
	後援会 (17 件)	後援会と 教 職 員 (1 件)	学生福利 厚生会 (5 件)	クラブ (8 件)	体育会寮 生カンパ(1件)	当番大学 より(1件)
学内	2,000 (2), 3,000 (3), 7,000 (1)	—	2,000 (1), 5,000 (2)	10,000 (1), 20,000 (1)	—	—
学外	1,000 (1), 2,000 (4), 3,000 (2), 5,000 (4)	2,000 (本人へ) (1), 14,000 (現場関係者へ)	1,000 (1), 20,000 (1)	10,000 (2), 14,000 (1), 20,000 (1), 30,000 (2)	50,000 (1)	6,000 (1)

〔備考〕 上表の学生福利厚生会の中には学友会、尚学会、課外活動助成費などを含めている。

事故者 356 に対し見舞件数 21.3%，見舞金件数 9.3% になっている。

死亡の場合： クラブ活動中に発生した死亡数は学内で 5 名，学外で 22 名，合計 27 名であり，これをサークル別に区分けすると

	山岳	空手	スキー	ワンゲル	航 空	体 操	ホッケー	クライミング	サイクリング	海洋研究会
人数	13	2	2	2	2(自動車事故)	2	1	1	1(トラック に追突)	1

これに対し、大学がとった具体的責任の内容としては、学長の外教職員が葬儀に参列して弔意を示し、またカンパによる香典は 1 万～33 万円と広範囲に亘っている。

山岳遭難事故発生に際しては、各大学とも遭難対策本部を設置し、現地警察署と連絡を密にし、父兄を呼びよせたり、大学の代表者を現地に急行させ、状況によっては顧問教官・学生部職員・山岳部員・OBなどで救出捜索隊を編成して現地に急行させている。また救助捜索費用などで多額の費用がかかる場合は教職員・OB・山岳部員・学部の後援会・その他の寄付金をこれに当てている。中には 125 万円の拠出金を出した大学もある。

(2) クラブ活動以外において発生した災害事故： 記入された事故者（死亡を除く）は36人でありこれを区分けすると表のようになる。

	単車事故	自動車事故	試合中	実習指導中	転落事故	下校中	その他	合計
学内	9	4	7	—	2階より(2), 鉄棒より(1) 階段より(1)	1	腕相撲(1), 内ゲバ(1) 犬にかまれる(1)	28人
学外	—	3	1	4	—	—	—	8人

〔備考〕 実習指導中の内わけは教育実習(1), スキー教室(3)である。内ゲバ(1)は学内措置で治療し, 教職員が見舞っているため数に入れた。

これに対し大学がとった具体的責任の内容についての各大学の回答を下表にまとめた。

	応急手当	学用患者取扱	見舞(5件)		見舞金(円単位) (4件)				事故者36に対し見舞件数13.9%見舞金件数11.1%になっている。
			担当教官	担当教官 学生部職員	教職員	後援会	学生福利厚生会	自治会	
学内	2	2	2	3	86,000 (1)	20,000 (1)	3,000 (1)	20,000 (1)	
学外	—	—	—	1	—	—	—	—	

II 課外活動中に発生した災害事故に対する医療費の支給等大学の措置の実態について

以下該当事項に○印ならびに()に記入してください。

(1) 医療費の支給者

- 附属病院（附属病院をもっている大学では，自校の学生を学内措置で無料で治療をさせることがある。）
- 大学のあっせんによる保険契約（これに○印を付した場合は保険機関の種類・名称を記入してください。）
- その他

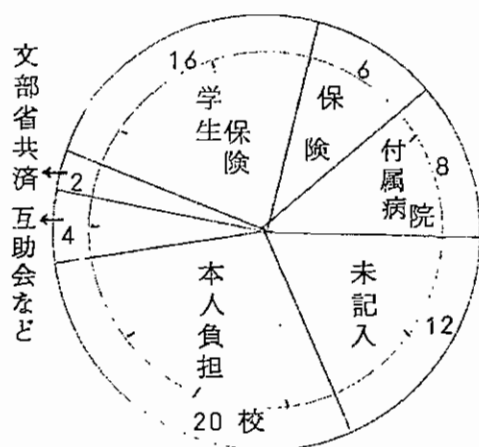
大学の回答数を母数として算出し扇形グラフに示し，同心円の外側に該当校数，内側の円には10%ごと目盛を施した。

大学のあっせんによる保険契約の中にはスポーツ安全協会傷害保険，民間のスポーツ団体傷害保険（火災海上保険KK）があげられる。

附属病院のある大学では，その大学の判断により学用患者の取扱いをしている。学生健康保険は昭和47年12月現在で17大学に設置されており，その内13大学は強制，残りの大学は任意加入制になっている。年額1000円程度の組合費であり，給付率は医療費総額により異なるが年間2万円程度現金で給付されている。

文部省共済組合については昭和43年文部省共済組合支部診療所が設置され，

現在11カ所ある。（室蘭工大，帯広畜産大，山形大，筑波大，東工大，東京水産大，富山大，岐阜大，大阪教育大，奈良女子大，文部省支部）。組合員及びその被扶養者などに対し簡単な診療を行っている。扇形グラフには回答のあった大学数をしるしている。その他互助会・後援会などから給付されており，その支給方法は種々雑多である。たとえば初診料と車代（最高2500円）とを給付したり，医療費の半額を給付したり，あるいは見舞金を含めて給付した大学もある。金額としては3,000円～10,000円が多く中には30,000～60,000～330,000円を給付している例もある。本人負担は約30%を占めていてこの内本人全額負担とするのが5大学で大多数の大学では学生健康保険，後援会・互助会などから一部援助の方法をとっている。



(2) スポーツ傷害保険契約について

a. 学生にスポーツ傷害保険の加入を大学として義務づけていますか。

イ. いる ロ. いない

b. 義務づけていない場合には、任意にどのようなクラブが保険に加入して
 いますか。

クラブ名 ()

4. 設問で義務づけている大学は皆無であり、“いない”とする回答数は72であって、その中で加入するようすすめる努力をしているのが4、検討中が3ある。

b. の設問に対する回答をクラブ別に区分けしたのが下表である。

	山 岳	ラグビー	ワンゲル	馬 術	自動車	スキー	サッカー	柔 道
該当数	20	7	7	6	6	5	4	4
	バスケット	野 球	陸 上	バドミントン	ライフル射撃	空 手	サイクリング	
該当数	3	2	2	2	2	2	3	
	バレーボール	ボクシング	体 操	航 空	剣 道	ヨット	ボート	合気道
該当数	1	1	1	1	1	1	1	1
	応援団	ボブスレー						
該当数	1	1						

神戸大・一橋大では体育系サークル全部がスポーツ団体傷害保険に加入している。大阪大・京都大・名古屋大では体育クラブが体育会独自の保険に加入している。

(3) 医療費等に対する援助について

2. 学生の不慮の災害，事故（登山中の事故など）について，大学が何らかの援助を与えていますか。 イ．い　　る ロ．い　　ない

b. a に関連して、援助を与えている組織は次のどれですか。

- イ. 後援会 ロ. 運動会（体育会） ハ. 各クラブごとの後援会
ニ. その他（具体的に： ）

c. b の組織の資金の徴収方法を具体的に記入してください。

d. 学生がスポーツ傷害保険に加入することを奨励するため、契約金の一部を補助している場合、次のどういう場合ですか。

- イ. 後援会で一部を負担している。
ロ. 運動会（体育会）で一部を負担している。
ハ. 各クラブごとの後援会で一部を負担している。
ニ. その他（ ）

なお、負担額の割合は（ % ）

a. の設問では回答数 68 の内援助を与えているのが 17 大学で全体の 25 % になる。

b. の設問に対する回答大学数を表にまとめると

	後援会	運動会（体育会）	各クラブ毎 の後援会	その他
該当数	14	9	6	5

c. の設問

(イ) 後援会； 父兄を会員とし入学時に会費を一括徴収している。金額は 5,000 円前後、大学院では 2,000 円程度徴収している。

(ロ) 運動会（体育会）； 学友会が入学時に一口 500 円を寄付として受取ったり、体育会が 4 年分として 2,000 円徴収している大学もある。或いはクラブ活動の内容により危険度を 3 ～ 4 段階に分けて 1 人当年間保

険料を定めて体育会傷害保険を運営している。たとえば東北大では体育部加入部員全員から 1,400, 2,300, 3,200, 4,100 円の掛金を徴収している。

(イ) 各クラブ毎の後援会； O.B. などの寄付によっている。

(ロ) その他； 高知大では大学に負傷学生援護基金を設け、各学部の後援会が負担出資している。

学生・教職員による一部拠出の方法をとっている大学もある。あるいは長期入院や入院費多額の事故の場合は学用患者として取扱っている大学もある。

d. の設問に対して回答のあったのは一大学のみである。この大学は後援会で一部を負担しているが負担額の割合については判らない。

(4) 医療費以外の費用について

学生の災害事故については、医療費ばかりでなく、それ以外の費用も当然かかります。例えば、山岳事故では、災害後の医療費のほかに、被災学生発見のために、ヘリコプターの借り上げ、また捜索に要する多数の人夫の費用等多額の支出を余儀なくされることがあります。この場合費用の負担をどのようにしていますか。

a. 大学が負担している。

イ. 全額 ロ. 一部

b. 後援会、運動会（体育会）が負担している。

イ. 全額 ロ. 一部

c. クラブで負担している。

イ. 全額 ロ. 一部

d. 家族が負担している。

イ. 全額 ロ. 一部

a～dまでの設問に対する回答を下表に示す。

医療費以外の費用についての負担区分（回答数92）

負担金	大 学	後 援 会 会	ク ラ ブ	家 族
全 部	0	2 (2.2%)	3 (3.3%)	30 (32.6%)
一 部	7(7.6%)	17 (18.5%)	17 (18.5%)	16 (17.3%)

なお、上記で一部負担に○印をつけた場合、残額をどのように調達しているか、詳しく記入してください。

医療費以外の費用については、原則としては全額家族負担としているのが推察されるが教育上の責任感あるいは同情など道義的な面が、一部負担としてそれぞれの％に現われている。また表に示したように一部負担の区分の外にその残額の調達方法として教職員・学内各団体・学生個人およびOBよりのカンパ、後援会・運動会（体育会）および家族など色々な組合せの方法が講ぜられている。なかには山岳事故の場合、捜索・連絡などの費用、官用車の提供などに国費を使用した大学（2大学）もある。

- (5) 貴大学で課外活動中に発生した学生の災害事故に関して関係教官等が見舞金その他個人的に負担されたことがありますか。

あるとした場合はその金額等具体的に内容を書いてください。

イ. ある ロ. なし

(5)の設問に回答された大学数は55大学で分けしたのが表である。Iのアンケートの集計数と相当異なっているがIのアンケートにおける災害事故数356（死亡を除く）を母数として％で表わすと表のようになる。見舞の内容は果物・菓子代程度のもので1,000～5,000円程度となっている。

死亡の場合は見舞金も多額になり、例えばA大学では教職員有志の弔慰金カンパ9万円を拠出されたり、4B大学では航空部員の自動車事故2名の死亡に対し部長30万円、教官4名より20万円、部員カンパ30万円を見

舞金として拠出されている。

	イ. ある	ロ. なし
該当数	24 (6.7%)	31 (8.7%)

- (6) 課外活動中の学生の災害事故に関しての大学の措置について意見がありましたら自由に記してください。

31の大学から自由な意見がよせられた。これを大別すると下表のようになる。

	国のとるべき 対策	全国的な救済の 制度化と組織化	大学の責任	そ の 他
該当校数	6	14	9	2

- (イ) 国のとるべき対策； 課外事故に対しても国の予算措置（医療費などの国費負担）を要望する意見（3大学）、国の補償措置の法制化を希望する意見（2大学）、学校安全会などへの国の機関による救済を要望する意見（1大学）がある。
- (ロ) 全国的な救済の制度化と組織化； スポーツ傷害保険などへの加入を促進しようとする意見（8大学）、全国的な規模の学生健康保険組合の設立を要望する意見（4大学）、日本学校安全会のような組織、制度の確立を望む意見（2大学）など救済制度を全国的に拡大して保険料金の引き下げを要望するものである。
- (ハ) 大学の責任； 不慮の事故に対して直ちに対応措置（急拠、出動できるための費用・援助額など）がとれるよう常時学内体制の組織を整備しておくという意見（5大学）、学内における負傷学生援護制度の整備拡充を必要とする意見（1大学）、大学の責任の明確化と共に災害事故が発生しないための指導・助言を必要とする意見（2大学）、死者および治療費などに対する保障制度の確立と課外活動の位置付けの明確化を望む意見（1大学）などがある。
- (ニ) その他； 正課中の事故についての国大協の基本方針を課外活動・学内

入院治療費よりみた課外活動中の事故 件数

本表は今回の課外活動中における学生の災害事故調査について、これを医療費の面から分析を試みたものである。ここでは入院治療者のほか、通院の場合でも医療費支出が30000円を超える者は含めて集計してある。なお、本表は調査票回収の中間段階でまとめられたものであるため前掲の資料に記載されているサンプル数より下回ったものとなっているので、この点ご了承頂きたい。

(1) クラブ活動中の事故

報告総数 260 件

内、医療費不明 64 件

医療費調査件数 196 件

この196例のヒストグラムは別紙(32ページ)に示しているが、大別するとつぎのようになる。

医療費の額	件 数	比 率	備 考
1～ 5 万円	102	52%	計180件 (約92%)
6～10万円	54	28	
11～15万円	13	7	
16～20万円	11	6	
21～25万円	5		計 16件 (約 8%)
26～30万円	4		
31万円以上	7		

(参考:死亡例 …… 18件、20人)

医療費負担区分

“本人支払額” …… 約10余例を除いて、ほとんどが“健保家族”の取扱いを受けている。

“学生保険給付額” … この給付を受けた例は65件（約33%）になっており、2～3の例を除いて給付額は2万円以下である。

この65件の内訳は以下のとおりである。

医療費総額	10万円まで	………	55件
“	11～20万円まで	………	5件
“	21万円以上	………	5件

“後援会、その他” … 報告数は126件に達しているが、医療費不明の場合でも、後援会給付額は詳細に記入されている。総件数260のうち約50%近い。

〔給付額〕…… 2万円以下が約100件、1件を除いて、残りは10万円以下。

“学生保険”と“後援会”の両者から給付を受けている例は、僅か6件にすぎない。

(2) クラブ活動以外の事故

報告総数	33件（内、自動車事故	16件）
内、医療費不明	8件（“	“ 4件）
医療費調査件数	25件（“	“ 12件）

医療費の額	件 数	備 考
2～10万円	18 (9)	} 25件(12)
11～20万円	4 (2)	
21万円以上	3 (1)	

(注) ()内の数字は自動車事故によるもの。“クラブ活動中の事故例”では、自動車事故は僅か7件である(7/260)。しかるに、“クラブ活動以外の事故例”では約1/2が自動車事故である。したがって、医療費負担も“自動車保険”と“交通事故による示談”の例がみられる。

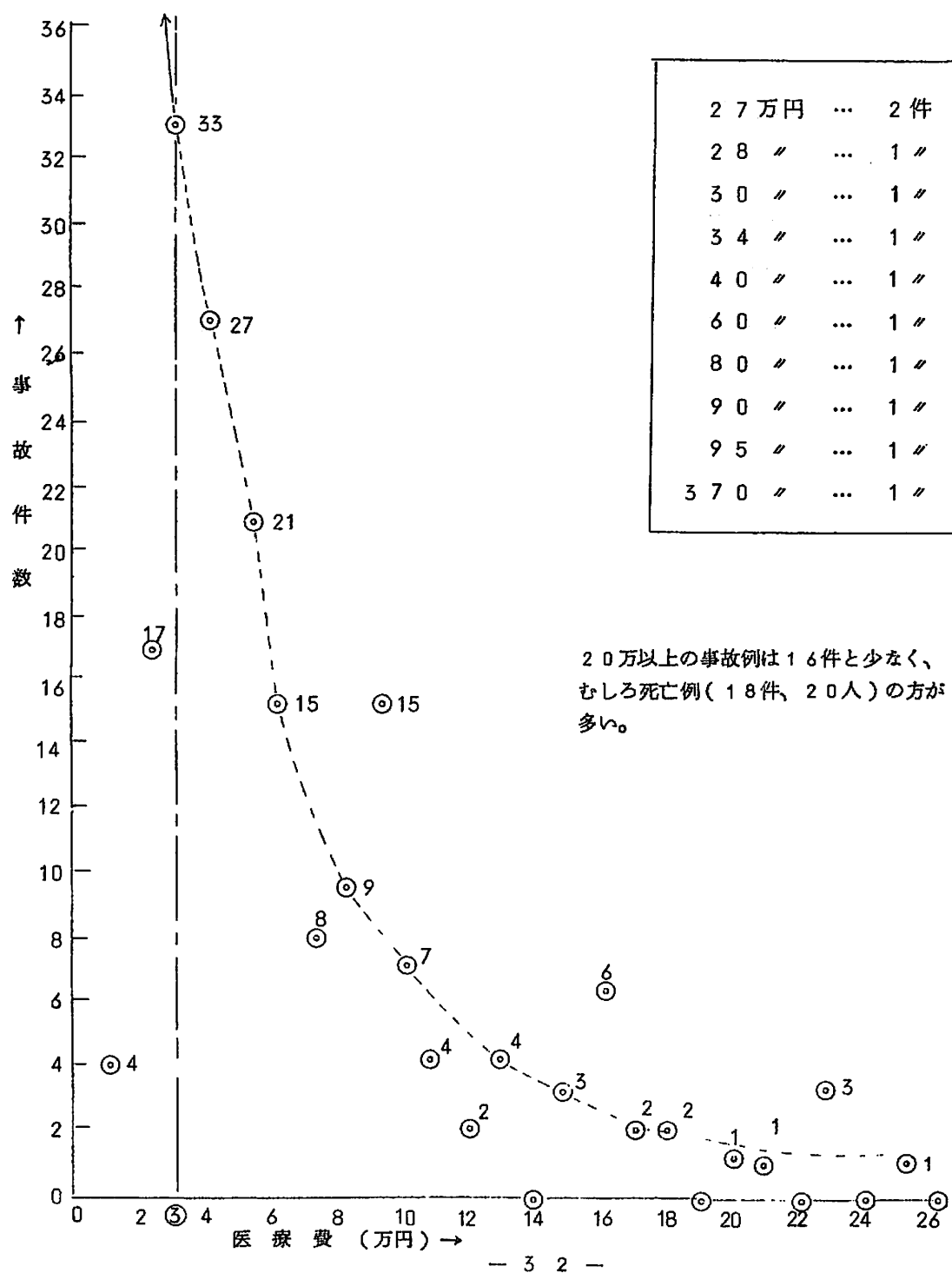
医療費負担区分

“学生保険” 7件

“後援会その他” 9件

“学生保険”と“後援会”の両者より給付を受けた例は1件もない。

入院医療費別事故件数



クラブ活動中に発生した事故及びクラブ活動
以外において発生した災害事故疾病別分類表

上記の事故を一括してみると一人一症（例えば鎖骨骨折）のこともあり又一人多症（例えば脛骨腓骨下端骨折兼足関節捻座）のこともある。本表では整理を簡明にするため重篤と見られる一症だけをとりあげ一人一症として作表した。

疾患は整形外科領域のものが大部分を占めており全例380中骨折

全例 380中 骨折156（41％）

挫創などのケガ64（17％）

腱や靱帯の断裂34（9％）

捻座28（7％強）

が上位を占めている。

病患の重さを手術頻度で分類してみると全手術130例（全例の34％）中

骨折55（手術全例中42％）

腱や靱帯の断裂32（同じく25％）

挫創などのケガ27（同じく20％）

が三役である。

これらの疾患は幸いにして生命にかかわる程に危険なものではない。頭蓋内出血など危険な災害は4例（全体の1％強）と低かった。

学生に多い病気（心臓病，肝炎，腎炎，悪性新生物など）が基礎疾患となって起こった事故は今回の調査からは発見できなかった。

骨折や腱断裂はトレーニングを充分につめば発生をへらす事ができると云うのが整形外科医の意見である。事故防止の実をあげるために事前のトレーニングを重視することをすすめたい。

やや詳細な分類表を別表にしてかかげておく。

別 表

I. 骨折		
部 位	全 例	うち手術例
頭, 顔面	7	4
鎖 骨	2 1	1 1
上 肢	2 3	8
脊椎及び胸廓	2 2	3
大腿部及び膝	9	4
下腿部及び足関節部	6 5	2 2
不 明	9	3
小 計	1 5 6	5 5
II 挫創(傷)裂傷, 切傷, 負傷などのケガ		
部 位	全 例	うち手術例
頭, 顔面	2 2	1 2
体軀幹部	9	1
上肢部	7	4
下肢部	1 6	9
不 明	1 0	1
小 計	6 4	2 7

Ⅲ 腱断裂, 靱帯断裂		
部 位	全 例	うち手術例
アキレス腱	2 4	2 4
その他	1 0	8
小 計	3 4	3 2
Ⅳ 捻座など		
部 位	全 例	うち手術例
膝	1 1	—
同, 半月板損傷	4	4
同, 関節血腫	4	—
足 部	4	—
頸 部	3	—
その他	2	—
小 計	2 8	4
Ⅴ 打撲(挫創などを伴うことがある)		
部 位	全 例	うち手術例
頭, 顔面, 頸部	1 2	—
全身及び部位不明	6	—
その他	8	1
小 計	2 6	2
Ⅵ 歯牙破折		
	1 6	2

部 位	全 例	うち手術例
VII 脱 臼	1 4	4
VIII 失神, 脳震盪など	1 1	—
IX 椎間板ヘルニアなど	7	—
X 頭蓋内出血	4	2
XI 雑及び不明	2 0	2
合 計	3 8 0	1 3 0

なお、手術を要した130例を原因別、傷病別に分類してみると次の通りとなる。

原 因 \ 傷 病	骨 折	腱断裂	挫創等	脱 臼	その他	合 計
柔道, 空手, 拳法	7	6		3	3	1 9
野球, ソフトボール	5	4	4		2	1 5
ラグビー	7	3	1	1	1	1 3
体 操		8		1	1	1 0
ス キ ー	1 0					1 0
サッカー	7		2			9
登山, ワンゲル	3		4			7
バスケットボール	1	3			2	6
バドミントン		4				4

原 因 \ 傷 病	骨 折	脱臼断裂	挫創等	脱 臼	その他	合 計
陸上競技	2	2				4
バレーボール		1	1		1	3
スケート		1	1		1	3
ハンドボール	1		1			2
ヨット, ボート	1		1			2
その他のスポーツ		2	1		1	4
交通事故	4		9			13
その他の事故	2	1			1	4
不 明	1	1				2

手術を要するような重症例は武道、野球およびラグビーに多いが交通事故がこれに次いでいるのは注目に値しよう。重症を多く生ずるような競技やスポーツが危険なものだと即断はできない。競技人口がわからないので発生率を比較することはできないが上位数種を並べて手術例の頻度を比較してみると次の通りとなった。

原 因 \ 傷 病	手術例	非手術例	合 計	手術の%
柔道, 空手, 合気道, 拳法	19	25	44	43
野球, ソフトボール	15	12	27	56
ラグビー, アメリカン フットボール	13	37	50	26
体 操	10	21	31	32

原因\傷病	手術例	非手術例	合計	手術の%
スキー	10	23	33	30
サッカー	9	30	39	23
登山, ワンゲル	7	19	26	27

ラグビー、サッカーは意外に重症率が低く野球、ソフトボールにそれが多いのは興味がある。武道は性質上重症率が高いのかもしれないが一考の余地はありそうである。

45. 4. 1 ~ 48. 9.30

大学名

I 課外活動中に発生した災害事故

(1) クラブ活動中に発生した災害事故

被災者の所属 するクラブ名 学年、性別等	発生年月日	発生場所	災害発生の 原因状況と 傷病等の内 容	医療措置	医療機関	治 療 期 間 (入院・ 通院)	医 療 費						大学がとった具体的責任の内容			備 考
							支 払 額			給 付 額			大学側におけ る対応の方法 (具体的に)	見舞金 額と支 出方法	その他	
							合計金額	不 支 払 額	医療保険 請求額	学生保険 給付額	後援会等 給付額	そ の 他				
(記 載 例) ラグビー部 2 年 男	S 4 7 1 0 8	大学内の ラグビー 練習場	練習中相手 キックによ る右足首の 骨挫	整形手術	大学病院	S 4 7 1 0 8 ～471130 (入院40日、 通院14日)	20,000	10,000	10,000	10,000	0	0	学生部職員お よびクラブの 顧問教官が入 院中数回見舞 う。	該 当 な し	該 当 な し	S 4 7 1 2 1 学生が出訴したが示談成立 (S 4 7 1 2 3 0) 示談金 50,000
(記 載 例) 演 劇 部 2 年 女	S 4 7 1 1 6	市民会館	練習中舞台 で転倒、下 腿裂傷	縫 合	市民病院	S 4 7 1 1 6 ～ 4 7 1 1 3 0 (通院15日)	6,000	3,000	3,000				該当事項 な し	同 上	同 上	

〔参考〕 クラブ活動の現況

入 学 定 員			在 籍 学 生 数			ク ラ ブ 数				ク ラ ブ 員 数			
						文化系	音楽系	体育系	計	文化系	音楽系	体育系	計
学 部	大学院	計	学 部	大学院	計								

〔註〕 クラブ員数の()内の数字は大学院の学生の加入内数を示す。

(2) クラブ活動以外において発生した災害事故

被災者の学部 学科、学年、 性別等	発生年月日	発生場所	災害発生の 原因状況と 傷病等の内 容	医療措置	医療機関	治療期間 (入院・ 通院)	医 療 費						大学がとった具体的責任の内容			備 考
							支 払 額			給 付 額			大学側におけ る対応の方法 (具体的に)	見舞金 額と支出 方法	その他	
							合計金額	本 人 支 払 額	医療保険 請 求 額	学生保険 給 付 額	後援会等 給 付 額	そ の 他				
(記 載 例) 文学部国文科 1年	S 4 7.4.10	大学内 講堂の出 入口	入学式終了 後退出しよ うとして出 入口付近で 誤って転倒 骨折	整形手術	私立病院	1 ヶ 月	200,000	0	0	100,000	0	0	損害賠償とし て100,000 円支給	な し	な し	学生はS 4 7.5.30 出訴 S 4 8.5.10 第一審判決一原告勝 訴一確定 損害賠償金100,000円

Ⅱ 課外活動中に発生した災害事故に対する医療費の支給等大学の措置の実態について

以下該当事項に○印ならびに()に記入してください。

(1) 医療費の支給者

- a. 附属病院(附属病院をもっている大学では、自校の学生を学内措置で無料で治療をさせることがある。)
- b. 大学のあっせんによる保険契約(これに○印を付した場合は保険機関の種類・名称を記入してください。)
- c. その他()

(2) スポーツ傷害保険契約について

- a. 学生にスポーツ傷害保険の加入を大学として義務づけていますか。

イ. い る ロ. い ない

b. 義務づけていない場合には、任意にどのようなクラブが保険に加入していますか。

クラブ名()

(3) 医療費等に対する援助について

a. 学生の不慮の災害、事故（登山中の事故など）について、大学が何らかの援助を与えていますか。

イ. い る ロ. い ない

b. a に関連して、援助を与えている組織は次のどれですか。

イ. 後援会 ロ. 運動会（体育会） ハ. 各クラブごとの後援会 ニ. その他（具体的に： ）

c. b の組織の資金の徴収方法を具体的に記入してください。

()

d. 学生がスポーツ傷害保険に加入することを奨励するため、契約金の一部を補助している場合、次のどのような場合ですか。

イ. 後援会で一部を負担している。 ロ. 運動会（体育会）で一部を負担している。

ハ. 各クラブごとの後援会で一部を負担している。 ニ. その他（ ）

なお、負担額の割合は（ % ）

(4) 医療費以外の費用について

学生の災害事故については、医療費ばかりでなく、それ以外の費用も当然かかります。例えば、山岳事故では、災害後の医療費のほかに、被災学生発見のために、ヘリコプターの借り上げ、また捜索に要する多数の人夫の費用等多額の支出を余儀なくされることがあります。この場合費用の負担をどのようにしていますか。

a. 大学が負担している。

イ. 全 額 ロ. 一 部

b. 後援会、運動会（体育会）が負担している。

イ. 全 額 ロ. 一 部

c. クラブで負担している。

イ. 全 額 ロ. 一 部

d. 家族が負担している。

イ. 全 額 ロ. 一 部

なお、上記で一部負担に○印をつけた場合、残額をどのように調達しているか、詳しく記入してください。

()

- (5) 貴大学で課外活動中に発生した学生の災害事故に関し関係教官等が見舞金その他個人的に負担されたことがありますか。

あるとした場合はその金額等具体的に内容を書いてください。

イ. あ る

()

ロ. な し

- (6) 課外活動中の学生の災害事故に関しての大学の措置について意見がありましたら自由に記してください。

()

調 査 票 記 入 要 領

1. この調査は、大学の正課の教育活動以外の課外活動等に関係して発生した学生の災害事故を調査し、これに対する大学の措置を検討するために行なうもので、対象は、学部学生および大学院学生です。そして調査票のⅠは主として学生の事故の調査であり、Ⅱは主として大学側の採った措置の調査です。ただし、正課中の災害事故については、最近、第4常置委員会で調査を行ないましたので、この調査からは除外します。
2. この調査の対象とする災害事故は、全治2週間を要するか、5,000円以上の治療費を必要としたもので、昭和45年4月1日から昭和48年9月30日までの3年余に発生したものとし同期間内に、被災学生その他後援会等が医療費を実際に支払った災害事故ならびに医療費を支払わなかったすべての災害事故とします。
3. 調査票のⅠ-(1)の問「クラブ活動中に発生した災害事故」とは、クラブ活動中または、大学の主催あるいはこれに準ずる行事中に発生した災害事故をいいます。大学の主催した行事とは、例えば体育大会、文化祭講演会、講習会などです。
4. 〔参考〕クラブ活動の現況欄には、それぞれ所定数をご記入ください。
5. 調査票のⅠ-(2)の問「クラブ活動以外において発生した災害事故」とは休憩時間中、始業前または授業終了後の特定時間中、その他学生が大学構内にいる間に発生した災害事故をいいます。
6. 災害事故発生の場所については、教室、実験室、学生控室、運動場、体育館、講堂、廊下、昇降口、階段など具体的に示してください。クラブ活動中などで、大学の施設以外の場所で発生した災害事故についてはその旨を記入し、例えば道路、体育館、競技場、山、海など具体的な場

所を記入してください。

7. 医療機関欄には、該当するすべての医療機関名を記入してください。
8. 治療期間が、前記3年余の前後にわたる場合には、それらの日数をも加算してください（不明の場合は見込日数）。

治療期間が医療機関によつて異なる場合には、それぞれ、その治療期間を記入してください。

なお、通院と入院の別を（ ）内に記入してください。

9. 医療費については、下記の要領によつて記入してください。

- (1) ここで計上される医療費は、昭和45年4月1日から昭和48年9月30日にいたるまでの3年余に、被災学生その他後援会等が医療機関に医療費を実際に支払ったもののみです。（なお、この後援会等については、12を参照ください。）

災害事故発生が昭和45年3月31日以前であっても、医療費が上記3年余以内に支払われた場合には、その全額を記入してください。

災害事故発生が、上記3年余以内であっても、被災学生その他が医療機関に昭和48年10月1日以降引き続き医療費を支払う場合には、その医療費の見込額を（ ）内に記入してください。

- (2) 医療保険請求額とは、医療機関が保険組合・団体等に請求する金額です。この金額が不明の場合は、本人支払額と保険の種類とにより金額を算出してください。
- (3) 合計金額欄には、本人支払額と医療保険請求額の合計を記入してください。
- (4) 学生保険給付額とは、学生保険組合（これに準ずる制度）から被災学生に給付されるものです。

実際の給付がおくれて金額が不明の場合は、給付見込額を記入してください。

(5) 後援会等給付額とは、後援会等から被災学生に給付されるものです。給付がおくれて金額が不明の場合は、見込額を記入してください。

(6) その他については、上記以外の例えば寄附金、見舞金等の援助金があった場合に記入してください。

1 0. 見舞金の欄には、被災学生が、後遺症、廃疾となり、または死亡した場合に、後遺症、廃疾、死亡別に、それらの見舞金として支払われた金額と、その支払機関を記入してください。

1 1. 各調査票の記入欄の最下段に、被災学生総数、医療費、見舞金のそれぞれの合計額を記入してください。

また、調査票の1枚に、それぞれの合計額を合算して大学としての総計表としてください。また医療費、損害の支給につき学生が原告となつて国を被告として出訴したもの、または現在係争中のものはその旨備考欄に記入してください。

1 2. 災害を受けた学生に対する医療費の支給については9にふれましたが、この医療費の支給の主体、方法については大学によってそれぞれ違うようですので、この点について具体的にⅡに記入してください。